

(中間案)

仙台市教育振興基本計画

《2012-2016》

人とまちが輝き合う『学びのまち・仙台』を目指して

平成 24 年1月

仙台市教育委員会

本計画では、「時代の変化を受けとめ、未来を切り開いていく力」を今後必要な力、育みたい力とし、「人がまちをつくり、まちが人を育む『学びのまち・仙台』」を目指す教育の姿として掲げています。

このような目指す姿を、新たな仙台市基本構想に掲げる「ひとが輝く杜の都・仙台」の理念を踏まえつつ、「人の輝き」と「まちの輝き」の相互の関係を重視して、「人とまちが輝き合う『学びのまち・仙台』を目指して」という副題で表現しました。

目次

第1章 計画の策定について	1
1 策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 教育を取り巻く社会の現状	2
1 社会状況の変化	
2 価値観とライフスタイルの多様化	
3 東日本大震災の発生	
4 教育の課題	
第3章 今後10年で目指す仙台の教育の姿	5
1 今後必要な力、育みたい力	
2 目指す教育の姿	
第4章 今後5年間の取組の基本的方向	9
基本的方向1 子どもたちの可能性を広げる学校教育を実現する	10
基本的方向2 家庭での親と子の学びを応援する	18
基本的方向3 市民一人ひとりの学びの機会と活動を広げる	22
基本的方向4 人と社会をつなぐ豊かな学びを創出する	30
基本的方向5 「学びのまち・仙台」を支える基盤を充実させる	34
共通して念頭に置くべき点	38
第5章 計画の推進に向けて	39
1 計画の進行管理	
2 関係部局との連携	
3 情報の発信と収集	
用語の解説	40
本文中の*印を付した用語について掲載しています。	
〈資料〉 仙台市教育振興基本計画検討委員会について	46

|| 仙台市教育振興基本計画（中間案）

第1章 計画の策定について

1 策定の趣旨

これまで、本市教育委員会では平成22年を目標年とする「仙台まなびの杜21（仙台市教育ビジョン）」（平成13年策定）を基本的方針として様々な取組を展開してきました。

「仙台まなびの杜21」では、学校教育や社会教育などを包含する生涯学習の視点のもとで、市民一人ひとりがライフステージに応じた学びを通じ豊かな生活が送れるよう、「まなぶ力をはぐくむ」、「まなぶ機会を広げる」、「まなぶ資源を豊かにする」を3つの柱とし、その実現に向け、「パートナーシップ」をキーワードとして掲げてきました。

この間の取組は、学校・家庭・地域の連携の仕組みづくり、生涯学習ボランティアの育成などの面においてその成果を現しつつあります。しかしながら、社会経済の状況はこの10年間でさらに変化し、教育の課題も日々変化している中、より広範囲で確実な成果につなげていくために、今後もさらなる取組が求められています。[また、東日本大震災の影響を踏まえた取組も求められています。](#)

このような状況を踏まえ、子どもから大人までのすべての市民を対象とし、今後本市が目指す教育の姿と施策の展開の方向性を示すため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

（1）法的な位置づけ

教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定します。

なお、国では、同法第17条第1項に基づき、我が国の今後の教育施策の方向性を示す「教育振興基本計画」（計画期間：平成20年度～平成24年度）を平成20年7月に策定しています。

（2）本市の上位計画との関係

仙台市基本構想*、仙台市基本計画*に示す教育分野の施策を、より具体化する計画として策定します。

3 計画の期間

平成24年度から平成28年度（5年間）とし、今後10年間を見据え、最初の5年間で取り組む計画として策定します。

第2章 教育を取り巻く社会の現状

1 社会状況の変化

- 本市の人口は近い将来減少に転じることが見込まれており、本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の一層の進展が、ほぼ確実視されています。
- 経済や社会のグローバル化が一層進展し、国際的な企業間競争が激化するとともに、多国間の連携体制や国際的な協調体制の中で取り組むべき問題への対応や、国内外の人々との交流機会の増加など、多くの分野で国境を越えた活動が行われています。
- 情報化の急速な進展により、インターネットや携帯電話等を通じたコミュニケーションが進み、様々な情報を享受できるようになる一方で、情報モラルをめぐる問題や人間関係の希薄化、実体験の不足といった影の部分も明らかになってきています。
- 産業構造が変化するとともに、雇用形態の多様化や経済情勢の悪化を背景として非正規労働者*やフリーター*が増加しています。また、新卒未内定者の問題、高い早期離職率、若年無業者（ニート）*の増加等、特に若年層の雇用に関する問題が顕著になっています。これらを背景として所得格差が拡大しているという指摘もされています。
- 社会保障費の増加や低迷する景気の影響などにより、本市の財政制約は今後ますます強まることが予想されています。限られた財源を効果的に活用しながら教育行政の質を高めていくことが、以前にも増して求められています。
- 環境や経済など社会を取り巻く様々な課題を一人ひとりが自らの問題としてとらえ、持続可能な社会*の実現を目指していくことが、近年、重視されるようになっていきます。

2 価値観とライフスタイルの多様化

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）を図って生活の質を大切にする意識や、従来の男女の役割分担意識にとらわれない考え方、ボランティア活動や社会貢献などを通じた社会参加の意識の広がりなど、価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。
- NPO*をはじめとする多様な活動主体が登場し、様々な分野で新しい連携によるま

ちづくりが行われています。また、企業や大学の社会貢献活動や地域連携活動も広がりつつあります。

- 近年、人と人とのつながりや支え合いの意識の希薄化が進んでいると指摘される一方で、地域と学校が強く連携しながら取り組んでいる事例が生まれてきています。本市においてはPTAの活動が非常に活発であり、学校・家庭・地域を結ぶ重要な役割を果たしています。

3 東日本大震災の発生

- 東日本大震災が発生し、学校教育施設や社会教育施設、文化財などが被害を受けるとともに、市民の生活に甚大な影響が及んでおり、これから中長期にわたって、地域社会が一体となって復興に取り組んでいくことが求められています。

4 教育の課題

- 社会状況が変化する中で、未来を担う子どもたちの教育に対する期待はますます高まっています。しかしながら、近年は、学習意欲や知識の活用に関する課題、体力・運動能力の低下、自己肯定感*やコミュニケーション能力の低下、教育上特別な配慮を要する子どもの増加、家庭教育に関する課題、学校の業務の多様化と拡大など、子どもの教育の現状をめぐって多くの課題が指摘されています。
- 社会状況の変化や価値観の多様化が進む中で、市民一人ひとりが充実した生活を送り、自己実現を図っていくためには、生涯を通じて学ぶことがますます重要となっています。そのため、多様な学びのニーズへの対応や、一人ひとりが必要に応じて学び続けることのできる環境づくりが求められています。
- 大きな災害や事件に遭った場合、数年を経てから心の問題が生じるおそれがあることから、震災によって強い衝撃を受け、恐怖心を持った子どもたちに対して、中長期的な心のケアを行っていく必要があります。
- 一方で、子どもたちは震災を通して、命の尊さや助け合うことの大切さを学び、また、主体的に地域や社会にかかわっていかこうとする姿勢も見られました。こうした経験を、様々な取組にしっかり生かしていくことが求められています。
- 想定をはるかに超える震災の猛威を経験し、従来の、被害をゼロに抑える「完全な防災」ではなく、人命を守ることを最も重視し、被害を最小化する「減災」の重要

Ⅱ 仙台市教育振興基本計画（中間案）

性が強く認識されるようになりました。こうした考え方を浸透させ、「自ら考え行動して自らの命を守ること」や、地域で互いに支え合うことなど、災害時に市民一人ひとりが最良の行動を取ることができるようにすることが求められています。

- 本市では、「新次元の防災・環境都市」を基本理念に掲げ、復興の取組を推進していくこととしています。その歩みを着実なものとするためにも、それぞれの地域社会の様々な場面において、世代間の垣根を越えて支え合い協働する人材を育てていくことがますます求められています。

以上のような認識のもとで、第3章において今後10年で目指す仙台の教育の姿を示した上で、第4章において今後5年間の取組の基本的方向を示します。

第3章 今後10年で目指す仙台の教育の姿

1 今後必要な力、育みたい力

今後、社会経済のさらなる変貌により、これまで社会を支えてきた仕組みの変革が求められるとともに、本市においても極めて近い将来に人口減少へ転じることが予想されます。このような時代の大きな転換期にある中で震災が発生し、今後地域社会として様々な課題の解決が必要となっています。

このような時代環境を乗り越え、市民一人ひとりが輝ける人生を送り、仙台の活力を持続可能なものとしていく原動力となるのは、市民一人ひとりの力であり、それらが結集したまちの力です。

これらを踏まえ、本計画では「仙台まなびの杜 21」が目指した「新世紀を生きる力」という基本的な認識を継承することとし、今後10年で育む力として次を掲げます。

時代の変化を受けとめ、未来を切り開いていく力

このような力の源となるのは、一人ひとりが自分自身を認め、主体的に学び、考え、行動し、人や社会とのつながりの中で生きていく力です。

これは子どもだけに求められるものではなく、大人にも必要とされる力です。大人も子どもも一生涯を通してこのような力を身に付けることのできる仕組みづくりを進めることが重要です。

このため、本計画では、次の4つの力を育むことで、市民一人ひとりの「時代の変化を受けとめ、未来を切り開いていく力」を確かなものにしていくことを目指します。

○ 自らを認め自らを信じる力

「自らを認め自らを信じる力」は意欲ややる気を生み出し、新しい挑戦に踏み出す力となるとともに、他者を認め、社会にかかわる意識を持つ上で前提となるものです。

しかし、特に子どもたちの実態としてこのような力が弱くなっているとの指摘があります。その背景には、家庭における親と子とのつながりを含め、他者とのかわりや様々な体験の不足があると考えられます。

そのため、大人が子どもとしっかり向き合うとともに、大人も子どもも楽しさややりがいを感じながら活動し他者とかかわることのできる機会をつくり、一人ひとりの「自らを認め自らを信じる力」を高めていくことが重要です。

○ 自ら学び自ら考える力

「自ら学び自ら考える力」は、産業構造の変化や情報技術の急速な発達、グローバル化の進展など、変化の激しい社会においては、特にその必要性を増しています。

大人も子どもも、知識を習得しこれを活用して課題を解決する力を高めることや、様々な情報の中から新たな可能性を探求する力を身に付けていくことが望まれます。

そのため、体験型・参加型の学びの機会の拡充や様々な教育資源との連携の推進を図り、豊かな学びの機会を創出していくことが一層重要です。

○ チャレンジする行動力

「チャレンジする行動力」は、様々な目的意識を持ち、自ら学び考えたことを行動につなげていく力であり、厳しい社会状況に直面している中であるからこそ、自分の目標を持ち、未来に向かっていく力が求められています。また、社会のグローバル化が進む中では、広く世界に向けてチャレンジする視野を持つことも望まれます。

新たな試みに挑み、失敗に学ぶことも極めて大切であり、このような認識が社会全体に広がるように努めながら、一人ひとりの「チャレンジする行動力」を引き出す取組を進めていくことが重要です。

○ 市民として主体的に社会にかかわり共に生きる力

「市民として主体的に社会にかかわり共に生きる力」は市民一人ひとりが社会の構成員としての意識を持ち、積極的に社会に参画していく力であり、共に時代の変化を乗り越え、力を合わせて未来を切り開いていくために重要な力です。

グローバル化や価値観の多様化などが進む中で、年齢、性別、障害の有無、国籍などにかかわらず共生する社会の実現が求められています。一方で、人々の規範意識や倫理観、コミュニケーション能力の低下などが指摘されています。

そのため、社会の構成員として果たすべき責任の意識や、人と人が互いに認め合い、大切にし合う意識を高めていくことが重要です。

「市民として主体的に社会にかかわり共に生きる力」は、豊かな地域づくりや持続可能な社会づくりのための重要な力であり、共に生きる社会に主体的にかかわる市民の力を育むこと、それは教育の重要な役割です。

2 目指す教育の姿

これら4つの力を育むためには、人や社会とのかかわりの中で様々な知識を身に付け、経験を積み重ねる学びが重要です。このような学びを充実させるためには、まちそのものを学びの重要な環境・資源としてとらえ、築き上げていく必要があります。

大人も子どもも人や社会とのかかわりの中で学び、自ら考え行動することが自分を生かすことにつながります。一人ひとりの自分を生かした活動はまちに活力をもたらし、活力のあるまちが市民のさらなる学びや活動を支える環境となっていきます。このような、多彩な活動と新たな活力が生み出される学びの循環の中で、仙台のまちが持続可能な発展を遂げていくことができます。

人がまちをつくり、まちが人を育む 「学びのまち・仙台」

このようなまちを築くため、次の3つの姿の実現を目標として掲げます。

○ 学校・家庭・地域社会の総ぐるみによる子どもの教育が展開されている

子どもに対するより良い教育のためには、学校だけではなく、家庭、地域社会が、子どもへの理解に努め、子どもの成長を意識しながら自らの役割と責任を果たすことが求められています。

相互の連携・協力の推進を図り、家庭や地域社会も学びの活動を支え、子どもたちがいろいろな人に接し、経験を積み重ね、考えることに楽しみを感じながら育つことのできる豊かな環境を創り出す必要があります。大人にとっても、子どもの育ちにかかわり、子どもと共に学ぶことの意味を考えることで、自らの学びの活動のきっかけとなり、自らを生かす契機にもなります。

学校・家庭・地域社会の総ぐるみで豊かな学びの環境を創出し、子どものより良い教育の展開を目指します。

○ **自らのニーズに応じ、様々な機会・場所で自発的に学び続けることのできる環境が整っている**

市民の価値観とライフスタイルの多様化や、高齢化が進展する中では、市民の楽しみや生きがいにもつながる多様な学びの機会が求められています。また、知識基盤社会*の到来など、変化の激しい社会においては、学校を卒業した後も絶えず新たな知識・技能を身に付けていく機会が必要です。

このようなことから、誰もが等しく学べる多様な学習の機会の提供や市民の主体的な学びへの支援が必要です。また、学びは実践や交流の中で一層充実したものへと発展していくことから、学び合いの環境やステップアップの環境など、学びの場をさらに充実させることが重要です。

学びの機会や場の充実を図り、自ら学び続けることのできる環境の提供を目指します。

○ **楽しさや生きがいを実感しながら学びの成果を社会の中で発揮できる仕組みが形づくられている**

学ぶ楽しみを感じ、さらにその成果を社会の中で幅広く活用し、何かに役立てていくことができれば、学ぶ楽しみもやりがいもさらに大きく膨らみ、生きがいづくりや自己実現につながっていきます。

このようなことから、市民が自らの能力や学んだ成果を社会の中で発揮することが可能となる仕組みづくりが重要となっています。また、学びを通じた多くの人との交流により、市民の学びをより豊かなものにすることも必要です。

学びの成果が社会の中で発揮され、市民一人ひとりがいきいきと活躍するまちを目指します。

第4章 今後5年間の取組の基本的方向

第3章に掲げた今後10年で目指す仙台の教育の姿の実現に向けて、今後5年間の教育委員会の取組の基本的方向として以下の5つを掲げます。

基本的方向1	子どもたちの可能性を広げる学校教育を実現する
基本的方向2	家庭での親と子の学びを応援する
基本的方向3	市民一人ひとりの学びの機会と活動を広げる
基本的方向4	人と社会をつなぐ豊かな学びを創出する
基本的方向5	「学びのまち・仙台」を支える基盤を充実させる

また、それぞれの取組を効果的に進めるために、共通して念頭に置くべき点として以下の2つを掲げます。

- パートナーシップとコラボレーション
- 仙台の資源を生かすこと

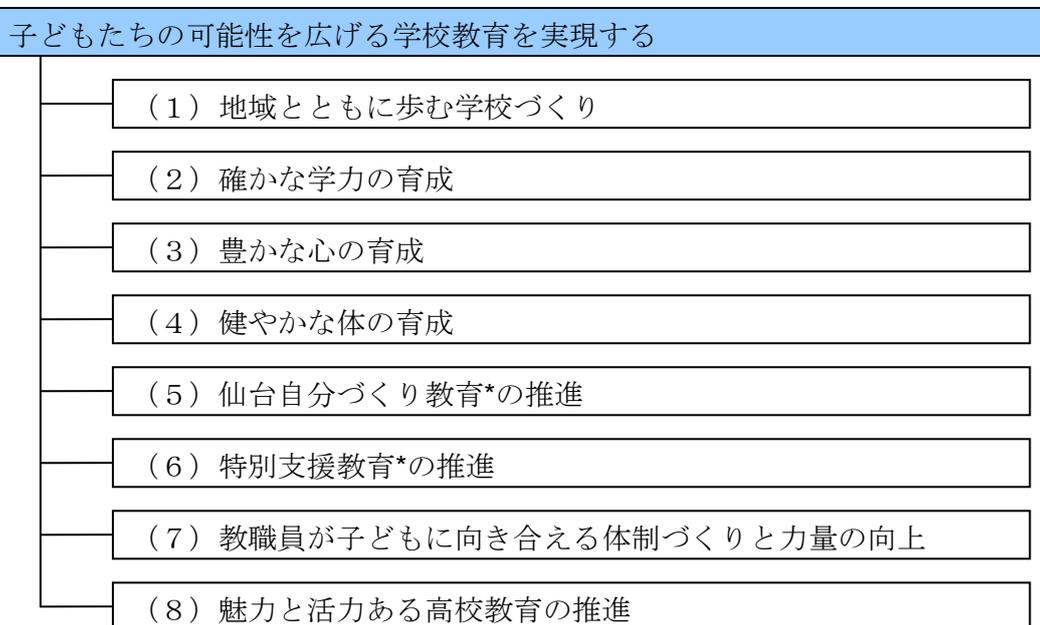
基本的方向 1 子どもたちの可能性を広げる学校教育を実現する

学校は、心身の発達に応じた体系的な教育を行うことによって、子どもたちが生涯を主体的に、かつ幸福に生きるための基礎を培う場です。学校教育の目標は、「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」の3つをバランスよく育み、子どもたちが将来社会の中でたくましく生きる力を身に付けさせることにあります。

このためには、多様な教育課題へのきめ細やかな対応や、教職員がしっかりと子どもに向き合える体制づくりなども進めながら、学校教育の充実に不断に取り組むことが必要です。

さらに、学校を中心に、家庭や地域が相互の信頼関係のもと協働して子どもの教育にかかわることで、学校だけでは実現できないより豊かな教育活動を創出し、子どもたちの可能性を広げる学校教育の実現を目指します。

（施策の方向）



（１）地域とともに歩む学校づくり

（動向と課題）

- 子どもたちが社会の中で生きる力を身に付けるために、実際の社会や大人とのかかわりを通した生きた学びや体験活動の充実が求められています。
- そのためには、学校を地域に向けて積極的に開くことにより、家庭・地域の協力を得て教育活動を展開するとともに、学校の持つ教育資源を地域と共有することが不可欠となっています。
- 震災への対応においても、学校と地域の常日頃の結び付きが重要であることが改めて明らかになり、こうした取組を一層推進する必要があります。

（基本的施策）

- ① 学校のニーズと地域の力とのマッチングにより、学校の教育活動の充実や家庭・地域の学びの環境の向上を図る学校支援地域本部*について、全市的な展開を目指してその設置を推進します。
- ② 学校・家庭・地域が子どもたちの現状と課題に対する認識を共有し、各学校の重点目標の設定と目標達成に向けた実施工動、成果把握と改善に協働で取り組む協働型学校評価*を推進します。
- ③ 地域連携担当教員*の活動の充実や嘱託社会教育主事制度*の活用により、地域情報の把握・発掘、学校支援ボランティアのコーディネートなど、学校と地域との連携を推進します。
- ④ 市民センターや、児童館などの子どもの育ちにかかわる地域施設との連携を深めるとともに、放課後子ども教室*や学びのコミュニティ*など地域主体の活動と学校の協働を進めます。
- ⑤ 震災の教訓を踏まえ、学校・家庭・地域が連携して、実践を含めた防災教育など、様々な取組を行いながら、子どもたちを支える体制の充実・強化を図ります。

（２）確かな学力の育成

（動向と課題）

- 子どもたちが力強く社会に羽ばたいていくためには、基礎的知識や応用力（思考力・判断力・表現力等）、さらに主体的に学習に取り組む態度である学習意

欲など、広い意味での確かな学力の育成が求められています。

- 本市の子どもたちは、基礎的知識の定着は概ね良好ですが、応用力については、全国的な傾向と同様に課題が見られます。また、勉強することの意義が見いだせないため、学習意欲が高まらない子どもも少なからず存在しています。

（基本的施策）

- ① 本市独自の標準学力検査、生活・学習状況調査を実施し、子どもたち一人ひとりの学力や学習状況、生活習慣を的確に把握して指導に生かすとともに、大学との連携等により指導手法の工夫・改善を図ります。
- ② 教員の授業力向上のための研修、教科指導エキスパート*や学力サポートコーディネーター*の学校への派遣、大学との連携による提案授業の実施、ICT*を活用した魅力的で分かりやすい授業の取組などにより、教育指導手法の充実を図ります。
- ③ きめ細やかな授業を展開するための少人数指導*や、教員の専門性を生かした小学校高学年教科担任制*を実施するとともに、校種間の円滑な接続を図り、小学校や中学校生活をスムーズにスタートするためのスタートカリキュラム*の作成・実践や、中1ソフトランディング・プログラム*の導入などにより、指導体制の充実を図ります。
- ④ 特別支援教育指導補助員や小1生活・学習サポーター*を配置するとともに、ICT環境を充実させるなど、確かな学力を育成する上で前提となる環境の整備を行います。

（3）豊かな心の育成

（動向と課題）

- 情報化社会の進展に伴いバーチャルな体験が増加する一方、身近な自然や異世代の人とのふれあいの減少等、社会状況の変化に伴い、子どもたちが感動したり、心が動いたりする体験が少なくなっています。
- いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校などは、心に悩みや不安、ストレスを抱えていることが要因となっていることが多く、子どもたちの様々な心の問題への適切な対応が求められています。
- 震災によって強い衝撃を受け、恐怖心を持った子どもに対して、中長期的な心のケアが求められています。

（基本的施策）

- ① 優れた芸術に触れる機会や、自然の中での体験活動などを通して、子どもたちの豊かな情操を培うとともに、内面に根ざした道徳教育を推進することにより、生命の尊重や規範意識の涵養に取り組みます。
- ② 心の専門家であるスクールカウンセラー*の各学校への配置拡大を進めるとともに、子どもたちの身近な相談相手となるさわやか相談員*や学校教育ボランティア相談員*の配置により、子どもたちの悩み等への対応を充実させます。
- ③ 全市的かつ総合的にいじめ防止を推進する仙台まもらいだー・いじめゼロ総合対策事業*を展開するとともに、関係機関との連携などにより、問題行動等の予防、早期発見、早期対応を目指す生徒指導の充実を図ります。
- ④ 適応指導センター*や適応指導教室*において、不登校の子どもたちの学校復帰に向けた支援に取り組むとともに、市民・大学・企業・行政が一体となった不登校支援ネットワーク事業*を推進します。
- ⑤ 震災により心に傷を受けた子どもに適切な対応が行えるように、各学校で日々の健康観察を重視するとともに、メンタルヘルスを担う校内組織を構築するなど、学校全体で中長期的な視点に立ったきめ細かな対応を行っていきます。

（４）健やかな体の育成

（動向と課題）

- 子どもたちを取り巻く環境や生活の変化に伴い、日常的に体を動かす機会やスポーツの機会の減少、体力や運動能力の低下といった問題が懸念されているほか、生活習慣や食習慣の乱れ等、子どもたちの健康に関する課題が顕在化しており、その対応が求められています。

（基本的施策）

- ① 体力・運動能力調査により、子どもたちの状況を把握・分析するとともに、指導者への講習会等により体育指導の充実を図ります。また、運動の日常化を図る取組を推進するとともに、体育授業等において専門性を有した外部指導者を派遣するなど、子どもたちの体力、運動能力の向上につながる取組を推進します。
- ② 学校給食を中心とした食育の取組を一層進めるとともに、各教科等での食に関連した単元において、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等とも協力した食に

関する指導を推進します。

- ③ 健康実態調査や生活・学習状況調査を通して子どもたちの生活習慣の実態を把握・分析するとともに、学校保健委員会を核とした健康課題の協議・改善などを通して、家庭、地域及び関係機関との連携による子どもの望ましい生活習慣づくりの普及啓発に努めます。

（５）仙台自分づくり教育の推進

（動向と課題）

- 子どもたちの実態として、コミュニケーション能力の不足や自己肯定感の低下などの指摘があります。
- 将来、子どもたちが自立した大人として、市民の一人として、社会を支えたくましく生きる力を育むため、人や社会とのかかわりの中で、試行錯誤をしながらも、達成感や自己有用感を感じ、自分の目標や将来の生き方をも意識していけるような教育活動の取組が重要となっています。

（基本的施策）

- ① 義務教育段階におけるたくましく生きる力育成プログラム*の開発・実施、市立高等学校におけるキャリア教育*プログラムの実施など、発達段階に応じた生き方教育を推進します。
- ② 子どもたちが自分の将来のあり方や社会とのかかわり方を主体的に考えたり、学校での学びの意味や重要性についての認識を深めたりするため、職場体験活動やボランティア活動など、地域や社会とかかわる活動の一層の充実を図ります。
- ③ 市民主体の仙台自分づくり教育応援団*との協働などにより、自分づくり教育の理念や実践事例についてより多くの市民への普及啓発を進めるなど、職場体験活動の受け入れや新たな活動への機運を高めながら、地域社会総ぐるみで仙台自分づくり教育を推進します。

（６）特別支援教育の推進

（動向と課題）

- 近年、特別支援学級*に在籍する子どもたちの数が増加傾向にあり、特に自閉

症*・情緒障害*の子どもが急増しています。

- 学習障害（LD）*、注意欠陥多動性障害（ADHD）*、高機能自閉症*など、通常学級に在籍しながらも、学習や生活の面で特別な支援を必要とする子どもも急増しており、その対応の充実が求められています。

（基本的施策）

- ① 特別支援教育実践研究協力校における校内体制や指導などに関する実践研究、各学校で活動するコーディネーター養成のための研修、高等学校特別支援教育推進モデル事業などの取組を進めるとともに、医師や学識経験者等からなる専門家チームや巡回相談員による学校への支援を行い、より効果的な教育活動の展開を図ります。
- ② 子どもたちの実情を踏まえ、特別支援学級や通級指導教室*、院内学級*を設置するとともに、特別支援学級における指導・介助を支援する指導支援員や、通常学級におけるADHD児等の学習や学校生活を支援する指導補助員の配置を進めるなど、学習環境の充実を図ります。
- ③ 鶴谷特別支援学校について、一貫性のある教育課程の編成や指導方法の工夫など、将来の自立と社会参加を目指した教育活動の充実を図ります。
- ④ 保護者や地域の方々の理解のもと円滑に特別支援教育を進めるため、公開講座の開催等により特別支援教育の理解啓発に努めます。また、障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習などの機会を通し、相互理解の促進を図ります。

（7）教職員が子どもに向き合える体制づくりと力量の向上

（動向と課題）

- 多様化する教育ニーズへの対応に追われるなど、学校現場の負担が大きくなっているとの指摘があり、教職員がしっかりと子どもに向き合える体制づくりが課題となっています。
- 子どもを取り巻く課題の多様化や、ベテラン教員の大量退職期の到来などにより、地域との信頼関係を築きながらより良い教育を実現するプロフェッショナルとしての教職員の力量向上が今後ますます重要となります。
- 特に震災により被災した子どもたちに対して中長期的な心のケアやきめ細かな対応を行う体制づくりが必要です。

（基本的施策）

- ① 学校が担っている業務のあり方について見直しを行うとともに、学校事務の共同実施や情報化による校務処理の改善及び効率化などに取り組むことで、学校現場の負担を軽減し、教職員がしっかりと子どもたちに向き合える体制づくりを進めます。
- ② マネジメント・サイクルを生かした学校職員評価*の実施や校内研修の支援などを通して、教職員の意欲や力量を一層高めることにより、教育活動の改善と学校の活性化を図ります。
- ③ 専門性や実践的な指導力を不断に高めるとともに、教職員としての使命と責任を自覚し、豊かな人間性や社会性を養い、自信と誇りを持っていきいきと子どもたちに向き合うことができるよう、教職員を対象とする研修の体系及び内容の抜本的な見直しにより、その充実を図ります。
- ④ 子どもたちに対する指導力不足等から教育活動に大きな支障を及ぼしている教員を対象とした指導改善研修*を実施するなど、学校現場における教育水準の確保を図ります。
- ⑤ 震災への対応等を踏まえ、教職員の職種別に心のケア研修等を実施し、被災した子どもたちに対して、学校全体で中長期的な心のケアを推進する体制をつくります。

（8）魅力と活力ある高校教育の推進

（動向と課題）

- 平成 18 年度に策定した仙台市立高等学校再編計画*に基づき、個性を十分生かせる、多様で柔軟な教育を提供するため、中等教育学校の新設や新たなタイプの定時制高等学校の設置など、市立高等学校の再編を進めてきました。
- 今後は、再編の目標達成に向けた各校のさらなる特色づくりを進め、生徒が自らの目標を実現できる、魅力と活力ある教育活動の展開が求められています。

（基本的施策）

- ① 今後 5 年間の学校づくりの目標や、その達成のための具体的な方策などを定める、目指す学校・育てたい生徒像将来ビジョンを各校で作成し、市立高等学校再編の趣旨を踏まえた特色ある高校づくりに取り組みます。

- ② インターンシップ*による就業体験や、企業等で実際に働きながら実践的な技能・技術を学ぶデュアルシステム*など、職業人としての能力の向上を目指す取組を推進します。また、自分の能力や適性などの理解を通し、学ぶ意欲を喚起するキャリアプログラムを実施するなど、各校の特色や目的に応じたキャリア教育を推進します。

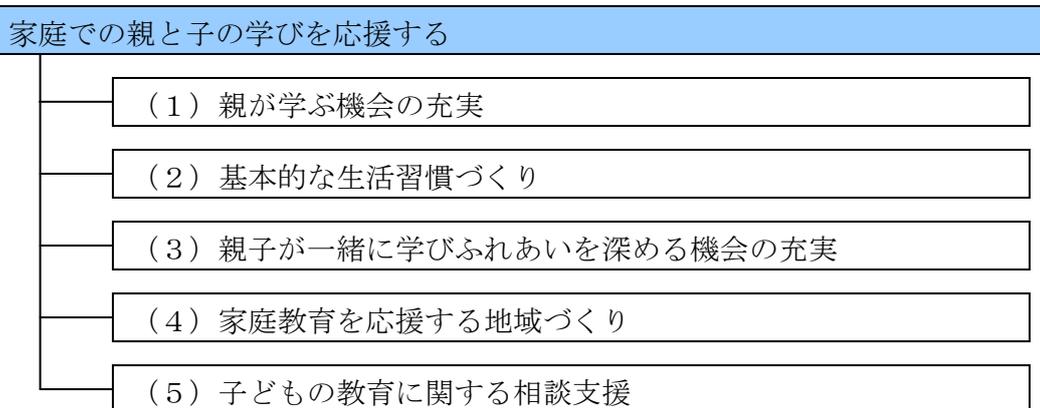
基本的方向 2 家庭での親と子の学びを応援する

基本的な生活習慣、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心を身に付けるなど、家庭教育は子どもの成長にとって重要な役割を担うものです。

しかしながら、都市化の進展や家族構成、親の意識の変化などによる家庭の教育力の低下が指摘されています。また、子どもの教育の仕方がわからないといった悩みなどが親の間に広がっていることも指摘されています。

このため、子育てやしつけなどに関して親が学び考える機会や、親子がコミュニケーションを深め、楽しみながら共に成長するための体験や学びの機会の充実など、家庭での親と子の学びを応援する取組を進めます。

（施策の方向）



（１）親が学ぶ機会の充実

（動向と課題）

- 全国的な調査結果では、保護者自らが家庭の教育力の低下を実感しており、その傾向は近年強まっている状況にあります。その理由として、「過保護、甘やかし過ぎや過干渉な親の増加」等が多く、学校現場からは、子どもに対する保護者のケアの程度が二極化しているという指摘が多くあります。
- このような中、親自身が家庭での子育てやしつけについて学び、考える機会の充実が求められています。

（基本的施策）

- ① 新入学児童の就学時健康診断等の機会を活用した子育て講座や、乳幼児期から思春期までの年齢に応じた子どもとの向き合い方を学ぶ講座など、一人でも多くの親が、親としてのあり方や家庭教育について学び考える機会を提供します。
- ② 親同士の交流を通じた情報交換や不安解消のため、子育て講座やサロン、子育てサークルへの支援などを行うとともに、子育て支援団体やサークル等をつなぎ、地域に根ざした子育てネットワークづくりを進めます。
- ③ 仙台市PTA協議会*との連携により、心豊かにたくましく生きる子どもの育成を目指し、市立小中学校等PTA会員を対象とした研修会を実施します。

（２）基本的な生活習慣づくり

（動向と課題）

- テレビやゲームに接する時間の多さや、睡眠や栄養摂取の不十分な子どもの存在など、家庭の教育力の低下が子どもの生活習慣の乱れに現れているという指摘があります。
- 心身の健康と学ぶ意欲の基礎となり、子どもの成長に大きな影響を与える基本的な生活習慣づくりが重要な課題となっています。

（基本的施策）

- ① 子どもたちの生活習慣の実態を把握・分析しながら、仙台市PTA協議会などの関係機関との連携による早寝早起き朝ごはん運動を展開するとともに、家庭における学習習慣づくりを推進するなど、子どもの望ましい生活習慣づくりの普及啓発に努めます。

- ② P T Aや社会学級等との連携により、親子を対象とした食育に関する講話や調理実習を行う講座を開催するなど、家庭でのバランスよく食べる食習慣づくりを促進します。

（３）親子と一緒に学びふれあいを深める機会の充実

（動向と課題）

- 子どもたちが思いやりの心や豊かな感性などを身に付け成長していく上で、乳幼児期からの親子の間の愛情や家族とのふれあいが重要です。
- しかしながら、家庭における親子の会話の時間が減少傾向にあるなど、親子のコミュニケーションが不足しているという指摘があり、親子と一緒に活動をしたり、学んだりしながら、ふれあいを深める機会の充実が求められています。

（基本的施策）

- ① 自然観察会や産地体験ツアー、料理教室、リズム体操、読み聞かせ、手遊びなど、親子と一緒に参加し、学びを通してコミュニケーションを深める機会づくりを推進します。
- ② 乳児期から本に親しみ、読み聞かせを通じて親子のふれあいを深めるきっかけをつくるため、親子で絵本を開く楽しさや大切さを伝えながら、乳幼児に絵本との出会いを届ける方策の実施を図ります。
- ③ 小学生を対象にした家庭学習ノート仙台*の活用などにより、親子で一緒に学習に取り組める機会づくりを推進します。

（４）家庭教育を応援する地域づくり

（動向と課題）

- 核家族化の進展や近所との付き合い方の意識の変化等により、地域での子育て環境が大きく変化し、親族や近所から子育てに対する助言や協力を受けにくく、子育て中の親の孤立感や不安感等が増しているという指摘があります。
- このような中、地域における子育て家庭の交流の機会づくりなど、家庭での教育を応援していく地域づくりが求められています。

（基本的施策）

- ① 親同士の交流を通じた情報交換や不安解消のため、子育て講座やサロン、子育てサークルへの支援などを行うとともに、子育て支援団体やサークル等をつなぎ、地域に根ざした子育てネットワークづくりを進めます。（再掲）
- ② P T Aや町内会、ボランティア団体等との連携により自然体験や社会体験の機会を創出する学びのコミュニティづくり推進事業など、親子が地域の様々な世代の人と交流する機会づくりを推進します。
- ③ 子育て中の親が市民センターにおける子育て講座等に安心して参加できるよう、地域の方々による託児ボランティアの育成を行い、その活動を支援します。

（５）子どもの教育に関する相談支援

（動向と課題）

- いじめ等の問題行動、不登校など、子どもの養育や教育をめぐる悩みや不安を抱える保護者への、相談支援体制の確保が求められています。

（基本的施策）

- ① 教育相談室、適応指導センター、各学校のスクールカウンセラーなどによる専門的な相談支援体制について、児童相談所等の関係機関との連携のもと、その充実に努めます。

基本的方向3 市民一人ひとりの学びの機会と活動を広げる

すべての市民が生涯を通じて学び、自己を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、充実した多様な学びの機会を提供するとともに、市民の主体的な学びを支えていくことが求められています。

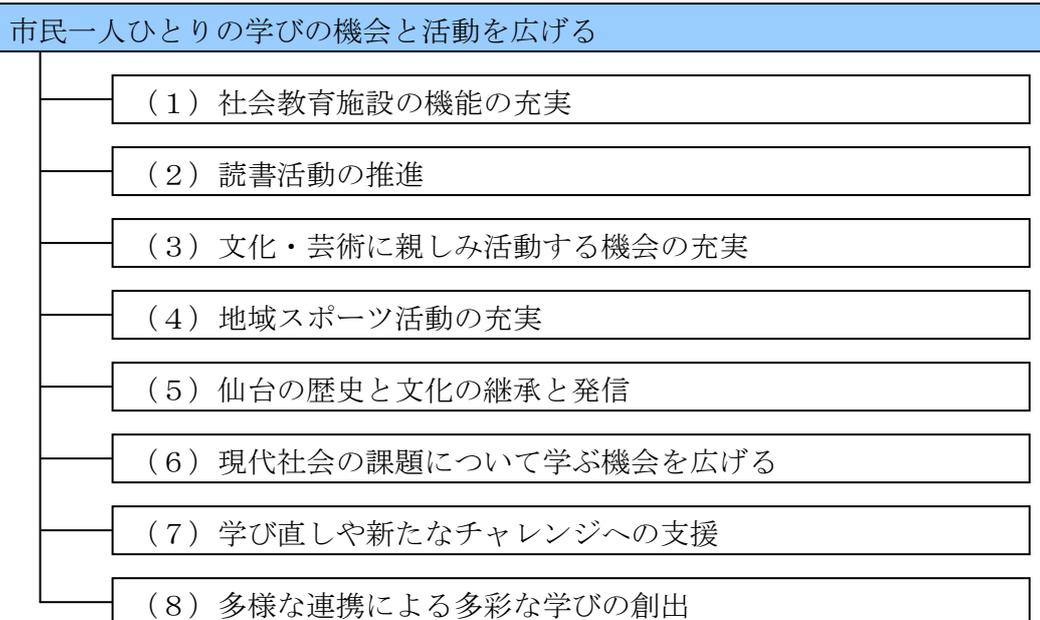
例えば、読書や文化・芸術、スポーツに親しむこと、さらには、仙台の歴史や文化を知ることなどは、年齢にかかわらず文化的・健康的な生涯を送る上で重要な要素となります。

環境問題や防災・防犯など、現代社会が直面する課題に関することを、子どもから大人まで、そのライフステージに応じて学ぶことも大切です。

これらに対応した学びの機会を創出していくためには、学校や社会教育施設*だけではなく、大学や民間企業も含めた様々な学びの資源をつなぎ合わせていくことが必要となります。

このような学びの機会と活動を、多くの場において広げていくことを目指します。

（施策の方向）



（１）社会教育施設の機能の充実

（動向と課題）

- ライフスタイルや地域における課題の多様化、市民活動の広がりなどに伴い、学びに対する市民や社会のニーズはますます多岐にわたり、かつ専門的になってきています。
- 市民センターや図書館などの社会教育施設においては、このような時代の変化に応じるとともに各世代の特性も踏まえながら、その機能を充実させていくことが求められています。

（基本的施策）

- ① それぞれの社会教育施設において、新たなニーズに対応した学習資料の充実を進めるとともに、市民がその情報へ容易にアクセスできるよう、適切な情報提供に努めます。
- ② 市民や社会のニーズに応える多彩な学習プログラムを開発するとともに、社会教育施設での学びを支えるボランティアの育成や活動の支援を進めるなど、社会教育施設の機能の充実を図ります。
- ③ 社会の変化や市民のニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、積極的に市民、地域と連携を図ることができるよう、専門性やコーディネート力など、社会教育施設の職員に求められる力量の向上を図ります。

（２）読書活動の推進

（動向と課題）

- 読書には様々な楽しみがあり、人生を豊かにするだけでなく、人生をより深く生きる力を身に付けるために欠くことのできないものです。また、読書がもたらす楽しい時間や心の安らぎ等は、震災からの心の復興にもつながります。子どもたちの活字・読書離れが指摘される中、子どもたちが楽しみながら読書に親しみ、豊かな人間性を育むことのできる環境づくりが求められています。
- また、市民や地域の課題解決を支援する役割や、すべての市民が、どこに住んでいても、必要な情報や資料に等しくアクセスできる情報提供拠点としての役割などが図書館に求められています。

（基本的施策）

- ① 絵本を介して親子のふれあいを深める楽しさや大切さを伝えるメッセージやアドバイスとともに、乳幼児に絵本との出会いを届ける方策について、市民、事業者、行政の協働による実施を図ります。また、図書館や市民センターにおける読み聞かせボランティアの養成、おはなし会の充実など、乳幼児期からの読書活動を推進します。
- ② 学校図書館の地域への開放、図書館職員やボランティアによる学校でのブックトーク*の実施など、地域、学校、図書館等の連携により子どもの読書活動を推進するとともに、図書館と子ども読書にかかわる人・情報・サービスとのネットワークの拠点として、泉図書館子供図書室の機能の充実を図ります。また、震災により不安を抱える子どもたちの心のケアの視点に立った取組を進めます。
- ③ 図書館におけるレファレンス*機能や情報提供機能を充実させるとともに、地域の身近な施設で図書館サービスを提供する仕組みづくりや、図書資源の適正配置の検討を進め、どこに住んでいても情報が身近に届く図書サービスの充実を図ります。

（3）文化・芸術に親しみ活動する機会の充実

（動向と課題）

- ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、心にゆとりと潤いをもたらす、生活を豊かにする文化や芸術に親しむことのできる機会が求められています。特に、子どもたちの豊かな情操を育み、文化・芸術活動に取り組むきっかけとして、優れた文化や芸術に接する機会が重要となります。
- また、ジャンルを越えた多彩な文化・芸術活動の交流の機会を通し、市民の独創的で新しい感性や豊かな創造力、発信力を育むことが求められています。

（基本的施策）

- ① 学校教育活動の一環として、仙台フィルハーモニー管弦楽団の協力によるオーケストラ鑑賞会や、劇団四季との連携によるミュージカルの鑑賞会など、小中学生が優れた音楽や舞台芸術にふれる機会を提供します。
- ② 地域住民との協働による市民センターにおけるふれあいコンサートの開催など、地域の身近な場で文化・芸術に親しみ、活動することのできる機会を提供します。

- ③ せんだいメディアテーク*において、NPO、大学、企業等との連携により、美術や映像、メディア等を複合的に利用した事業を実施するなど、市民が多様な価値観や新しい考え方にふれる学びの機会を提供し、市民の創造的な活動を支援します。

（４）地域スポーツ活動の充実

（動向と課題）

- 健康や体力の保持増進のためにスポーツを行う市民は若干ながら増加している一方、機会や時間がないためスポーツを行わない市民も数多く存在しており、身近にスポーツや運動を楽しめる環境づくりや機会づくりが求められています。

（基本的施策）

- ① 市民のスポーツやレクリエーション活動、子どもたちの遊びや運動の場を提供するため、学区民体育振興会やPTA、町内会等との連携により、学校の校庭や体育館を開放します。
- ② 市民センターのホール等を活用して地域住民が気軽に参加できるスポーツイベントを開催するとともに、スポーツに関する講座から生まれたサークル活動への支援を行うなど、スポーツを通じた地域の交流づくりを推進します。
- ③ バリアフリースポーツ活動の機会や、介護予防等を目的としたノルディックウォーキングの講座など、障害の有無や年齢に関係なく気軽に参加できるスポーツ活動の機会を提供します。

（５）仙台の歴史と文化の継承と発信

（動向と課題）

- 仙台には、旧石器時代から近世、近代までの各時代の多様な歴史的資源が存在しています。また、七夕まつりなどに代表される伝統行事や多様な食文化をはじめ、地域に根ざした生活文化が育まれてきました。
- このような仙台の歴史と文化を継承し、未来へ確実に伝えるとともに、都市の魅力として積極的に発信していくことが求められています。また、歴史的資源を学びの資源としてさらに掘り起こし、活用することも必要です。

（基本的施策）

- ① 仙台市博物館などの市内の歴史文化施設の連携による取組、学校や市民センターへの出前授業・講座等の実施、市民協働による普及啓発活動を実践する文化財サポーターなどのボランティアの育成及び活動の支援により、仙台の歴史と文化を学ぶ機会の充実を図ります。
- ② このたびの震災を含め仙台の歴史を正しく認識し後世へ伝えるとともに、郷土への市民の関心や愛着を育むため、平成 26 年度の刊行終了に向け、仙台市史*の編さんを進めます。また、その過程で収集・蓄積された数多くの歴史的資料の公開活用等の方策について検討を進めます。
- ③ 陸奥国分寺跡*や陸奥国分尼寺跡*、郡山遺跡*などの貴重な文化財の保全を進めるとともに、歴史や文化に親しめる場としての活用を図ります。また、仙台城跡について、震災による被災箇所の復旧を図りながら、市民や観光客が親しみ学ぶことができるよう、仙台城跡整備基本計画に基づき整備を進めます。その他被災した文化財についても、後世に継承できるように、修復とその保全に努めます。

（6）現代社会の課題について学ぶ機会を広げる

（動向と課題）

- 地球環境問題の深刻化や安全・安心な社会の実現の要請など、現代社会における課題が多様化している中、震災による新たな課題も生じており、真に豊かな地域づくりを進めるためには、その構成員である市民一人ひとりの知恵と創意、そして主体的な行動が重要になります。
- そのためには、学校や市民センターなどの社会教育施設において、子どもから大人まで、このような現代社会の課題について興味や関心を持つきっかけをつくり、考え、学ぶ機会を広げていくことが求められています。

（基本的施策）

- ① 学校において、地域の環境資源を活用しながら、自然環境や地球環境の大切さなどを学ぶ環境教育・学習を実施します。また、自然体験活動に関する市民向け講座や、今後のエネルギー政策の方向性を踏まえたエコライフに関する市民向け講座等を開催するなど、持続可能な環境都市を支える学びの機会を広げます。

- ② キャップハンディ体験*や福祉施設での職場体験・交流活動など、学校における福祉教育を推進します。また、福祉ボランティアの育成・支援などをはじめとする地域の保健福祉に関する市民向け講座を開催するなど、支え合いのまちづくりにつながる学びの機会を広げます。
- ③ 外国語指導助手（ALT）*の効果的な活用や、留学生等との交流の機会づくりなど、学校における国際理解教育の充実に取り組みます。また、地域における国際交流や外国の文化を学ぶ市民向け講座等を開催するなど、多文化共生社会*を支える学びの機会を広げます。
- ④ 地震・津波等の自然災害への正しい知識や、自分で考え行動する防災対応能力を身に付けるため、地域と連携しながら、各種訓練等をはじめとする学校教育活動全体を通じた新しい防災教育に取り組みます。また、自助・共助の重要性、減災を基本とする防災の心構えや対処方法などを学ぶ市民向け講座や、防犯への意識を高め、地域の防犯力を高めるための講座を開催するほか、防災の観点から文化財に関する地域の言い伝えや、遺跡や地層に見られる過去の災害の痕跡などの歴史的資源を学ぶ機会を創るなど、安全・安心な地域社会を支える学びの機会を広げます。
- ⑤ 高度化し、複雑さを増す情報化社会に子どもたちが適切に対応できるよう、学校のすべての教科領域で情報活用能力の育成に努めるとともに、ネット上のいじめや犯罪といった情報化の影の部分に対応する情報モラル教育*を推進するなど、情報化社会を生きるための学びの機会を広げます。

（7）学び直しや新たなチャレンジへの支援

（動向と課題）

- 市民一人ひとりが生涯にわたって主体的に多様な選択を行いながら人生を設計していくことができるよう、学び直しや新たな学びへの挑戦が可能な環境づくりが求められています。
- 特に、昨今の雇用環境を踏まえた場合、社会の変化に応じた職業能力や就業能力を習得することができる機会づくりが重要となっています。

（基本的施策）

- ① 大学等の連携組織による市民公開講座の活動の支援や、仙台大志高等学校における科目履修生の受け入れ等により学び直しの機会を確保するとともに、大学等と連携しながら新たな学習・人材養成プログラムを開発するなど、市民の学

び直しへの支援の充実を図ります。

- ② 市民センターにおける子育て後の再就職支援講座や、就労者向けのコーチング*等のビジネス支援講座、市立高等学校の持つ教育機能を生かした高等学校開放講座*の開催など、職業上の能力を高める学びの機会を提供します。

（８）多様な連携による多彩な学びの創出

（動向と課題）

- 仙台には、市立の学校や社会教育施設はもちろんのこと、大学等の高等教育機関や民間施設、市民活動団体や民間企業の様々な活動など、多様な学びの資源が豊富に存在しています。
- 市民一人ひとりの学びの機会と活動をより豊かなものにしていくためには、これらの様々な資源をつなぎ合わせ、多彩な学びの場や機会を生み出していくことが必要です。

（基本的施策）

- ① ミュージアムが館種を越えて連携し、複数館の協働による展覧会、イベント、講座や、情報提供事業などを行う仙台・宮城ミュージアムアライアンス*により、多面的な学びの場を提供するとともに、地域に知のネットワークを広げていきます。
- ② 子どもたちが科学や最先端の研究成果に触れたり、様々な職業分野のプロフェッショナルから話を聞き自分の夢や将来を考えたりする機会など、学校や社会教育施設だけでは実現できない学びの機会づくりを、大学や民間企業、市民活動団体等との連携により推進します。
- ③ 小学校を活動場所として地域住民自ら学習内容を企画・運営する社会学級の活動の支援など、学校の教育資源を活用した地域の学びの場と機会づくりに取り組みます。また、図書館職員やボランティアによるブックトークや、科学館、天文台での授業など、社会教育の資源を生かした学校教育の充実に取り組みます。

基本的方向 4 人と社会をつなぐ豊かな学びを創出する

学びは市民一人ひとりの教養やスキルを高めるだけではなく、その活動を通して人と人との新たな出会いや交流をもたらします。

また、学校・家庭・地域の連携による子どもの育ちを支える環境づくりなどを通し、豊かでうるおいのある地域社会の絆をつくりあげていくことにもつながっていきます。

これらにより、活動の楽しみが膨らんだり、自分が学んだ成果を何かに役立てることができたりすれば、学ぶ意欲がさらに湧くとともに、交流の輪がより一層大きく広がるという好循環が生まれます。

このため、多くの市民や様々な施設等の連携・協力のもと、人と社会をつなぐ豊かな学びを創出していきます。

（施策の方向）

人と社会をつなぐ豊かな学びを創出する

（1）多世代のつながりや体験を通じた学びの充実

（2）身近な学校を活用した地域の学びの輪の創出

（3）子どもの育ちを支える地域づくり

（4）まちづくりにつながる社会教育の推進

（5）学びの成果を生かす仕組みづくり

（１）多世代のつながりや様々な体験を通じた学びの充実

（動向と課題）

- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、都市化の進行や利便性の向上といった近年の社会の変容を背景として、多世代の人との交流や様々な体験の機会が減少しています。
- このような中で、自己肯定感、コミュニケーション能力、探究心や道徳観など、他者とのかかわりや多様な体験により培われる力の育成が課題となっています。

（基本的施策）

- ① 市民センターでの様々なテーマによる市民同士の交流の機会の提供や、多様な団体のネットワークにより共に教え合い学び合う学びのコミュニティづくりの推進などにより、大人も子どもも多くの人と出会い、コミュニケーションを深めることのできる機会の充実を図ります。
- ② 放課後子ども教室における地域の資源を生かした体験学習や、泉岳少年自然の家や大倉ふるさとセンターにおける自然体験や生活体験、共同宿泊体験など、普段の生活の中では得ることのできない多様な体験活動を通じた学びの機会の充実を図ります。
- ③ 地域の子ども会活動の活性化や、多様な活動を通じたジュニアリーダー*自身の育ちにつながるよう、ジュニアリーダーの育成や活動に対する支援を進めます。

（２）身近な学校を活用した地域の学びの輪の創出

（動向と課題）

- 地域住民の学びを通じた交流の機会を創出する上で、地域にとって身近な施設である学校の教育資源を地域の中でも共有し、有効に活用することが求められています。

（基本的施策）

- ① 小学校を活動場所として地域住民が自ら学習内容を企画・運営する社会学級の活動の支援や、小学校の余裕教室を地域の学習拠点として活用するマイスクールプラン 21 推進事業、図書館や体育館等の学校施設の地域開放、学校支援地域本部事業など、学校の持つ教育資源を有効に活用し、地域における学びの輪

を広げていきます。

（３）子どもの育ちを支える地域づくり

（動向と課題）

- 社会のルールを守ることを教え、人を思いやる気持ちを育てるなど、子どもを育てる上で、従来、地域は非常に大きな役割を果たしてきました。
- しかしながら、近年、地域におけるつながりが希薄化していると言われる中、以前に比べて地域の教育力が低下していると感じている人が多く増えており、子どもの育ちを支える地域づくりが重要な課題となっています。

（基本的施策）

- ① 子どもたちの安全な居場所や地域の資源を生かした体験学習の機会などを提供する放課後子ども教室、地域の様々な団体の連携により子どもたちの学びを支える学びのコミュニティづくり、地域が学校の教育活動を支援する学校支援地域本部の展開などにより、地域全体で子どもの健やかな育ちを支える豊かな学びの環境づくりに取り組みます。
- ② 学校、市民センター、児童館、幼稚園、保育所、PTAなどの地域の機関や団体の連携により、地域における子どもの学びの支援をより効果的に推進します。

（４）まちづくりにつながる社会教育の推進

（動向と課題）

- 地域課題の多様化・複雑化が進む中、地域を安心・快適で活力あるものとするため、また、震災からの復旧・復興を着実に図っていくためには、住民や町内会等、地域を構成する様々な主体が連携・協力しながら市民主体の地域づくりを推進していくことが必要です。
- このためには、人材を発掘し育成する機能や、市民による様々な活動のネットワーク化を進めるコーディネート機能など、社会教育が持つ機能を効果的に活用していくことが重要になります。

（基本的施策）

- ① 市民センターの持つ人材の発掘・育成とネットワークづくりなどの機能を効果的に活用するとともに、区役所による地域づくりの取組との連携体制を構築し

ながら、震災からの復旧・復興の支えともなる、市民による地域に根ざしたまちづくり活動を支援します。

- ② 地域の魅力の発見、防犯、防災、環境、福祉などに関するボランティアを育成するとともに、その活動の支援を行うなど、社会教育の立場から震災からの復旧・復興や多様なまちづくり活動を支える人材の育成につながる事業を推進します。

（５）学びの成果を生かす仕組みづくり

（動向と課題）

- 市民の学ぶ意欲をさらに高めていくためには、学びの成果を適切に評価するとともに、その成果を社会で生かすことのできる仕組みづくりが求められています。
- 震災により被災した中では、市民同士の助け合いや励まし合いなどの活動が展開されるとともに、国内外から温かい支援を受けるなど、人と人が支え合うことの大切さを体感しました。今後、こうした体験を通じて学んだことを様々な場面で生かしていくことが求められています。

（基本的施策）

- ① 震災を通して得られた、子どもたちの地域活動などに参加する姿勢をしっかりと根付かせていくため、子どもたちが地域や社会と関わりつながることの大切さを学ぶ機会の充実を図ります。また、ボランティアや指導者として活躍できる機会の提供や相談支援、人材リストによる情報提供など、市民が様々な活動の中や多様な場面で学びの成果を発揮することのできる仕組みの充実を図ります。
- ② 学びの認定制度や各種講座の履修証明など、市民が自らの学びの成果を確認でき、社会的にも評価されることで、さらなる意欲向上につなげることのできる制度についての検討を進めます。

基本的方向5 「学びのまち・仙台」を支える基盤を充実させる

子どもから大人まで、より多くの市民や団体等が学びの活動に参画することで、はじめて真に豊かな「学びのまち・仙台」の実現が可能になります。

このため、理念の普及啓発や活動を支える人材の育成・支援に努めるとともに、学びの環境づくりなどを通して、「学びのまち・仙台」を支える基盤を充実させます。

（施策の方向）

「学びのまち・仙台」を支える基盤を充実させる

（1）学びに関する情報の提供

（2）学びを支える人材の育成

（3）学びの環境の充実

（4）教育機会の均等の確保

（１）学びに関する情報の提供

（動向と課題）

- 学びの活動に積極的に参画している市民は、残念ながら必ずしも多い状況にあるとは言えません。
- より多くの市民が生涯を通じて学ぶことの意義を理解し、活動に参画するきっかけとなる情報提供等が重要な課題となります。

（基本的施策）

- ① 市民の学びへの関心を高め、より多くの市民の学びの活動への参画を促進するため、社会教育施設における各種事業など、様々な学びの場や機会などに関し、広報紙やホームページなどを活用して市民に対する幅広い情報提供を行うとともに、学びに関する相談支援体制の充実を図ります。

（２）学びを支える人材の育成

（動向と課題）

- 人々の社会参画に対する意識は近年高まっているものの、実際にボランティアや指導者として活躍している人は限られており、さらに多くの市民が積極的に学びを支える活動に参画することが望まれます。
- 変化の激しい社会の中において、学校の教職員や社会教育施設の職員は力量の向上に絶えず努めながら、市民に対して質の高い学びの環境を提供していくことが必要です。

（基本的施策）

- ① 博物館ボランティア、文化財サポーター、読み聞かせや託児のボランティア、講座やイベントの企画運営スタッフ、放課後子ども教室の運営スタッフなど、社会教育施設や地域での学びの活動を支える人材の育成を進めます。また育成したボランティア等に対する相談支援や活動の機会の提供などにより継続的な活動へとつなげ、多くの人が学びの活動の担い手となるよう支援します。
- ② P T A 指導者研修会を実施することなどにより、学校・家庭・地域が連携して心豊かにたくましく生きる子どもの育成を目的とする P T A の活動を支援します。
- ③ 学校の教職員の社会教育主事の資格取得を支援し、本市独自の制度である嘱託

社会教育主事としての活動を促進するなど、生涯学習の視点からの取組の重要性について、教職員の意識啓発を図ります。

- ④ 社会の変化や市民のニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、積極的に市民、地域と連携を図ることができるよう、専門性やコーディネート力など、社会教育施設の職員に求められる力量の向上を図ります。（再掲）

（3）学びの環境の充実

（動向と課題）

- 子どもたちが安全で良好な環境の中で学ぶことができ、また市民が多様な学びの活動に取り組むことができるよう、学校や社会教育施設などの学びの環境の質を高め、充実させることが求められています。

（基本的施策）

- ① 震災により被害が生じた学校については、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境の整備を速やかに行うとともに、新たに策定する地域防災計画に基づき、学校全体について、指定避難所としてのあり方に沿った施設・機能の整備を進めます。
- ② 老朽化や過大規模校*化への対応などといった子どもの学習環境の向上の視点とともに、地域に開かれた学校づくりの視点を持ちながら、学校の新增改築など学校教育施設の整備を行います。また、仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた基本方針*に基づく取組により、子どもたちにとってより充実した学習環境づくりを進めます。
- ③ 安全な学校給食を提供するとともに、すべての学校で食物アレルギー対応食の提供を可能にするため、老朽化した学校給食センターの建替えを進めます。
- ④ 学校敷地などにおける空間放射線量測定や、学校給食に使用する食材の放射性物質検査を行うなど、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質への不安解消に努めます。
- ⑤ 学校・家庭・地域や関係機関等が連携・協力しながら、学校周辺、通学路等の巡回や安全点検等を実施することにより、子どもたちの安全・安心の確保を図ります。
- ⑥ ICTを活用した分かる授業、魅力ある授業を実現するとともに、子どもたちが情報を活用する能力を身に付けられるよう、教育情報ネットワークや教育用

コンテンツの整備・充実など学校の情報化を進めます。

- ⑦ 老朽化が進む泉岳少年自然の家や宮城野図書館の移転改築を進めます。また、科学館の大規模修繕と展示内容の充実について、民間活力を活用した実施を視野に入れながら検討を進めます。
- ⑧ 社会教育施設について、開館日や開館時間、適切な管理運営の手法などの施設運営のあり方についても継続的に検討しながら、市民が利用しやすい施設づくりを進めます。

（４）教育機会の均等の確保

（動向と課題）

- 厳しい経済情勢や雇用環境の変化に加え、震災による影響もあり、経済的に困難な状況にある世帯が増加しています。
- また、グローバル化の進展によって仙台に滞在する外国籍市民は以前と比べて増加しており、国籍にかかわらず等しく学びの機会を確保することが求められています。

（基本的施策）

- ① 就学援助費として学用品費や給食費等を支給するとともに、高等学校等の修学資金の借入への支援を実施するなど、経済的な支援を行います。
- ② 日本語の指導協力者を学校に派遣することにより、外国人児童生徒や帰国子女が円滑な学校生活を送ることができるよう支援します。また、市民センターなどにおいて、外国籍市民等に対する学習支援や日本語講座などの学びの機会や住民との交流の機会の提供を図ります。

■ 共通して念頭に置くべき点

今後 10 年で目指す仙台の教育の姿の実現に向けた取組を効果的に進めるために、次の 2 点を念頭に置きながらそれぞれの施策を推進していきます。

○ パートナーシップとコラボレーション

一人ひとりの市民や家庭、PTAなどの地域団体、学校、NPO、企業、大学、行政などが、互いに理解し尊重し合いながら手を携えていく関係（パートナーシップ）を築くことが重要です。

パートナーシップを持ちながら活動する中で、新たな相乗効果や活動（コラボレーション）の広がりを生み出すことによって、より豊かな学びのまちを創造していくことがはじめて可能になります。

○ 仙台の資源を生かすこと

歴史や伝統、豊かな自然はもとより、大学や企業の集積、市民主体の広範な活動など、仙台の強みとも言える資源が豊富に存在しており、これらを学びの資源として生かす視点を重視していきます。

さらに、新たな資源を発掘して磨き上げ、学びの資源をより豊かなものにし、それらに愛着を持ち、発展させながら未来に継承していく視点も重要です。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

本計画の推進のために実施する施策については、定期的な点検とその結果のフィードバックによる進行管理を毎年度行います。

毎年度の点検については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価*」を活用していきます。

2 関係部局との連携

市民の学びにつながる取組は、子育て、地域づくり、福祉、環境など様々な分野を所管する他の部局においても行われています。

生涯学習の視点から、より効果的で厚みのある取組が可能となるよう、関係部局に対して学びを通したまちづくりへの理解を深める働きかけをするとともに、相互の連携をこれまで以上に緊密にしながら、組織横断的な取組を展開します。

3 情報の発信と収集

目指す教育の姿を実現するためには、市民協働による効果的な教育行政の推進を図ることが重要であり、そのためには幅広い市民の理解と協力を得ることが不可欠です。

そのため、本市教育行政の目指す方向性や施策の内容、実施方法等に関して、分かりやすく丁寧な情報提供に努めながら、市民に対する説明責任を果たしていきます。

また、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき課題も刻々と変化しており、市民意見やニーズ、教育に関する情報等を的確に把握し、迅速な対応に努めていきます。

用語の解説（本文中の*を付した用語について掲載）

あ行

ICT

Information and Communication Technology：情報通信技術

インターンシップ

早期に勤労観や職業観を養い、進路意識の高揚を図ることを目的とし、高等学校及び中等教育学校の生徒が、事業所等において実際の就業体験を積むこと。

院内学級

義務教育期間内の入院中の児童生徒に対して、教育を行うために病院内に設置された教室。

NPO

Non Profit Organization：非営利組織。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し利益を分配することを目的としない団体の総称。

か行

外国語指導助手（ALT）

外国語教育の充実と地域レベルでの国際交流の推進を目的として、学校に配置されている外国人非常勤嘱託職員。英語を母国語または公用語とする国から招致され、主に学校で英語教育や外国語活動の指導にあたっている。本市においては平成8年度より70名が配置されている。

学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

学力サポートコーディネーター

学力向上に向けて教科の指導改善に重点的に取り組む学校を定期的に訪問し、授業や校内研修、研究に積極的にかかわり、学校や個人の研究・指導をサポートする非常勤嘱託職員（退職校長等）。

過大規模校

学校の規模に関する用語で、学級数が31学級以上の小中学校。

学校教育ボランティア相談員

児童生徒の日常の学校生活における悩み、不安、ストレス等の緩和のために、教師とは違う視点から話し相手や遊び相手になりうる第三者的存在として配置される人材（教育に関心のある地域の方々や大学生・大学院生等）。

学校支援地域本部

学校と地域が協働し豊かな教育活動を創出するため、保護者や地域住民の活動への参加をコーディネートする仕組み。子どもたちに豊かな体験活動の機会を与えるとともに、保護者や地域住民の生涯学習の成果を生かす場にもなっている。

学校職員評価

学校職員の力量の向上及び学校組織の活性化を目指すために導入された制度。各職員は、学校重点目標等を踏まえながら教育活動計画を策定し、PDS Iサイクル（Plan（計画）、Do（実践）、See（評価）、Improve（改善・更新））により改善活動を行う。これらの一連の活動を通して学校の教育力を高めることにつなげている。

家庭学習ノート仙台

家庭における学習習慣の確立を目指し、小

学生と保護者が一緒に学習することを想定して編集した家庭学習のための学習帳（小学校3年生と5年生を対象に、本市独自に作成）。

キャップハンディ体験

ハンディキャップのある人の状況を擬似体験することで、ハンディキャップのある人の置かれている状況や環境、障害に対する理解を深めてもらう活動。

キャリア教育

児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。中央教育審議会平成23年1月31日答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」では、今後の学校教育における取組の基本的な方向性が報告されている。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会の責任体制の明確化のひとつとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会が毎年実施することが義務付けられている制度。

教科指導エキスパート

若手教員等の授業力向上を図るため、授業補助や模範的な授業の演示、授業づくりや研修会等での指導・支援を行う教科指導に優れた退職校長や退職教員。

協働型学校評価

教職員による自己評価及び学校関係者評価を通じて、学校・家庭・地域が協働して重点目標を設定し、児童生徒のより良い姿の実現に向け協働して取り組み、その成果を確かめるPDCAサイクル(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善))による改善活動。

高機能自閉症

自閉症(p.42)のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

高等学校開放講座

市立高等学校の施設や人材を生かして開講している一般市民向けの講座。市立高等学校の持つ教育機能を広く地域社会に開放することにより市民に学習機会を提供している。

コーチング

会話を通してその人が真に成し遂げたいことを見つけ出し、自発的に行動することを後押しするコミュニケーションの技術。

郡山遺跡

太白区郡山地区にある飛鳥時代から奈良時代の役所跡・寺院跡からなる遺跡。役所跡は新旧2時期あり、最初の役所跡は7世紀中頃から7世紀の末にかけての古代陸奥国の建国時の重要な役所跡である。寺院が付属する新しい役所跡は多賀城以前の初期陸奥国の国府と考えられている。

さ行

さわやか相談員

児童生徒が心にゆとりをもって学校生活を送れるようにストレスを和らげ、また、児童生徒の悩み等の問題解決を援助して、いじめや不登校、問題行動等の未然防止を図る目的で配置される相談員。

自己肯定感

長所も短所も含めて、ありのままの自分を受け入れ、これが自分なのだと認識するとともに、自分しかかけがえのない存在であると思える気持ち。

持続可能な社会

世代を超えて環境、経済、人間・社会の3要素のバランスが取れた社会。

指導改善研修

教科に関する専門知識が不足している、指導方法が不適切であることなどにより、児童生徒への教育活動に著しい支障が生じており、校長の指導では改善が見込めない教員を対象に、教育センターにおいて1年以内の期間で実施する研修。

自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。

社会教育施設

社会教育活動を推進する目的で設置された教育機関であり、公民館（本市では市民センターがこれにあたる）をはじめ、図書館、博物館、青少年教育施設等がある。

若年無業者（ニート）

若年無業者とは、高校や大学などの学校及び予備校・専修学校などに通学しておらず、配偶者のいない独身者であり、ふだん収入を伴う仕事をしていない15歳以上34歳以下の個人。このうちニートは、非求職型及び非希望型の無業者を指すとされる。

ジュニアリーダー

市民センターを拠点として活動している中学生・高校生ボランティア。主に、子ども会活動の支援を行っている。また、地域の様々な活動にも積極的に取り組んでおり、将来的には地域づくりの核となる人材としても期待されている。

小1生活・学習サポーター

小学校入学時に、児童が安心して集団生活を営み、落ち着いて学習に取り組める環境をつくるために、第1学年の学級に配置され、担任を補助するサポーター（主に地域住民や

保護者。1年生の保護者は除く）。

小学校高学年教科担任制

市立小学校の実践協力校において、小学校5、6年生を対象に、国語・社会・算数・理科の内から2教科を含む4教科以上の教科で、教科担任の教員を指定して授業を行うこと。

情緒障害

情緒の現れ方が偏っていたり激しかったり、またそれを自分の意思でコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障を生じる状態。

少人数指導

きめ細かな指導を行うために、学級あるいは学年を複数の学習集団に分割し、少人数の学習集団に編制して指導を行うもの。

情報モラル教育

情報社会での行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、情報機器の使用と健康とのかかわりを理解することなど、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けさせるために行われる教育。

嘱託社会教育主事制度

昭和46年度から実施している本市独自の制度で、社会教育主事の資格を有する教員に対し、教育委員会が社会教育の業務を委嘱するもの。平成22年10月現在、185名に委嘱している。

スクールカウンセラー

臨床心理士資格など、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有し、児童生徒の問題行動の防止や特別な支援が必要な児童生徒への対応、課題の早期発見と解決に取り組む業務に携わる人材。

Ⅱ 仙台市教育振興基本計画（中間案）

スタートカリキュラム

小学校入学時に、スムーズな適応を図るための本市独自のカリキュラム構成。幼児教育の要素と小学校生活の中心をなす教科学習の要素を組み合わせ、合科的・関連的な学習を展開するなどして、入学当初のカリキュラム編成を工夫している。

仙台市基本計画

仙台市基本構想を計画的に推進するための平成 23～32 年度の 10 年間の計画。

仙台市基本構想

21 世紀半ばを展望し、目指す仙台の姿の実現に向け取り組む指針。

仙台市史

仙台の歴史について調査・研究を行い、その成果を全 32 巻にまとめ、市民に提供するもの。同時に仙台の歴史に関する各種資料を収集し、将来にわたって市民の共有財産として活用することを目指している。

仙台市 P T A 協議会

市立小中学校等の各単位 P T A で構成する協議会。「心豊かにたくましく生きる子どもの育成を目指す P T A 活動の創造」を活動の重点目標に掲げ、教育委員会と連携した取組を行っている。

仙台自分づくり教育

小学校から高等学校までの発達段階に応じて、人とのかかわりを大切にしながら「学ぶこと」「働くこと」「生きること」をつなぎ、児童生徒一人ひとりが社会的・職業的に自立した大人になるための力を育む本市独自の教育。

仙台自分づくり教育応援団

仙台自分づくり教育を推進するに当たって、趣旨を理解し、職場体験や職業講話等に対し、

可能な範囲での協力の意思表示をいただいた個人や団体の組織。

仙台市立高等学校再編計画

従来の市立高等学校の統廃合や新設を行ない、それぞれの高校が特色ある学校づくりを推進し、魅力と活力ある教育活動を展開するために、平成 18 年 5 月に策定した計画。

仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた基本方針

小規模校の課題を解消し、市立小・中学校における教育環境の向上を図るための考え方をまとめたもの。平成 20 年 8 月に策定。

仙台まもらいだー・いじめゼロ総合対策事業

いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図るために、児童生徒、保護者等に対する啓発活動や実態調査等の実施及びいじめ発生時の学校への支援・心のケアを基本とした、いじめ撲滅を目指す事業。

仙台・宮城ミュージアムアライアンス

平成 21 年 6 月に発足した共同事業体。仙台・宮城地域の様々な博物館施設が、専門分野を超えて協働することで、地域にとってより有益な機能を獲得していくことを目的としている。平成 23 年 4 月 1 日現在で、仙台市内の 12 施設が参画している。

せんだいメディアテーク

ギャラリーやシアターなどの施設を備えた美術や映像文化の活動拠点であると同時に、すべての人々が様々なメディアを通じて自由に情報のやりとりを行い、使いこなせるようにお手伝いする公共施設。市民図書館との複合施設。

た行

たくましく生きる力育成プログラム

変化の激しい社会をたくましく生きるための素地となる知恵や態度を、義務教育段階から育むための本市独自の学習プログラム。

多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会。

地域連携担当教員

地域の方々、社会教育関係団体やボランティア団体等との連携や連絡調整に関することを担当し、学校と地域をつなぐ窓口となる教員のこと。市内すべての小中学校、中等教育学校に配置されており、授業も担当しながら地域連携担当の役割も担っている。

知識基盤社会

新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

中1ソフトランディング・プログラム

入学時のガイダンスの充実や教育心理学検査を取り入れた学級づくりの実施など、中学校生活への適応に向けた取組の総称。

通級指導教室

言語障害、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などのうち、通常の学級に在籍する障害の軽い児童生徒を対象とし、特別な指導を行う場。本市では約20校

の小中学校に設置されている。

適応指導教室（杜のひろば）

不登校児童生徒を対象に、小集団での活動を通して自立を促し、学校復帰への支援を行う場。市内に6カ所ある。

適応指導センター（児遊の杜）

本市の不登校対策を中心となって推進している組織。適応指導事業（訪問対応、個別対応）、保護者や学校からの不登校に関する相談や支援を行っている。

デュアルシステム

専門教育を主とする学科などを置く高等学校等の専門教育と企業実習を組み合わせることにより、生徒が社会に出てから即戦力として働ける実践的な技能・技術を身に付けるシステム。

特別支援学級

障害のある児童生徒に対して、障害の状態や特性、発達段階等を十分に考慮しながら、一人ひとりの児童生徒の教育的課題に対応し、よりきめ細かい教育を行うための特別な教育課程を編成して指導する学級。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行う教育。

は行

非正規労働者

パート・アルバイト・契約社員・派遣社員など、正規雇用（特定の企業と継続的な雇用関係を持ち、雇用先の企業においてフルタイムで働くこと）以外の形態で働く労働者のこと。

ブックトーク

子どもたちや成人の集団を対象に、特定のテーマに関する一連の本をあらすじも含め解説を加えながら一つの流れができるように順序良く紹介し、本への興味を起し図書の利用を促進することを目的に行う活動。

不登校支援ネットワーク事業

不登校問題は社会全体で取り組むべき課題と考え、市民・大学・企業・行政などがそれぞれの特性を生かしながら相互にパートナーとして融合し、一体となって不登校の児童生徒や保護者を支援する本市独自の事業。

フリーター

若年者（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人。

放課後子ども教室

放課後の小学校の教室などを活動の場として、子どもたちに様々な体験活動等や地域住民との交流活動の機会を提供する取組。本市では地域住民が中心となって組織する運営委員会が運営している。

ま行

学びのコミュニティ

学校や市民センターと地域の様々な団体による緩やかなネットワーク。中学校区等の児童、保護者、住民等を対象として、子どもと大人の交流や自然体験、社会体験的な事業を実施している。

陸奥国分寺跡

天平13年（741年）聖武天皇の勅願により建立された国分寺の一つで日本最北。調査により南大門、中門、回廊、金堂、講堂などが確認され、我が国の国分寺研究に画期的な成果をもたらした。約9haが国史跡に指定されている。

陸奥国分尼寺跡

国分寺と共に、全国に建立された尼寺の一つ。調査により金堂や尼坊と推定される建物跡が見つまっている。国史跡に指定されている。

ら行

レファレンス

何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対し、図書館職員が情報そのものあるいはそのために必要とされる所蔵資料を検索、提供することで支援するサービス。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭や地域などでの生活を、一人ひとりが望むバランスで調和させていくこと。

◀資料▶ 仙台市教育振興基本計画検討委員会について

○ 諮問書

H21 教総総第 1007 号

平成 21 年 12 月 4 日

仙台市教育振興基本計画検討委員会
委員長 菅井 邦明 様

仙台市教育委員会
教育長 荒井 崇

仙台市教育振興基本計画について（諮問）

仙台市教育振興基本計画検討委員会設置要綱第 2 条の規定により、仙台市教育振興基本計画について諮問します。

Ⅱ 仙台市教育振興基本計画（中間案）

○ 仙台市教育振興基本計画検討委員会委員名簿

任期：平成 21 年 12 月 4 日～平成 23 年 2 月 24 日

氏 名	所 属	備 考
菅井 邦明	東北福祉大学教授	委員長
内田 幸雄	仙台市 P T A 協議会会長	副委員長
青沼 一民	前仙台市立富沢中学校長 (前仙台市中学校長会会長)	任期：～平成 22 年 3 月
柿沼 敏万	仙台市議会議員	
熊谷 盛	劇団「麦」主宰	
小岩 孝子	特定非営利活動法人 FOR YOU にこにこの家 理事長	
古賀 詔子	婦人科クリニック古賀院長	
高橋 泰	仙台市立五橋中学校長 (仙台市中学校長会会長)	任期：平成 22 年 5 月～
田中 善	株式会社 ZENH 代表取締役社長	
内藤 恵子	仙台市立七北田小学校長	
星山 幸男	東北福祉大学教授	
松橋 隆広	ヒューレックス株式会社代表取締役社長	
見上 一幸	宮城教育大学副学長	
山川 由紀子	仙台市立西中田小学校 学校支援地域本部スーパーバイザー	
山口 哲男	仙台自分づくり教育研究会会長	
山村 悦夫	仙台市立仙台高等学校長 (仙台市立高等学校長会会長)	
油井 由美子	仙台市社会学級研究会顧問	任期：～平成 22 年 9 月

○ 仙台市教育振興基本計画検討委員会審議経過

平成 21 年 12 月 4 日	第 1 回検討委員会 ・委員長等選出 ・教育長より諮問 ・会議運営方法審議
平成 22 年 1 月 15 日	第 2 回検討委員会 ・教育をめぐる現状の審議
平成 22 年 3 月 25 日	第 3 回検討委員会 ・これまでの取組の総括
平成 22 年 5 月 28 日	第 4 回検討委員会 ・目指す仙台の教育の姿の審議 ・取組の方向性の審議
平成 22 年 7 月 22 日	第 5 回検討委員会 ・目指す仙台の教育の姿（骨子案）の審議 ・取組の方向性（骨子案）の審議
平成 22 年 8 月 10 日	第 6 回検討委員会 ・取組の方向性（骨子案）の審議
平成 22 年 8 月 24 日	第 7 回検討委員会 ・取組の方向性（骨子案）の審議
平成 22 年 9 月 30 日	第 8 回検討委員会 ・全体骨子案の審議
平成 22 年 11 月 10 日	第 9 回検討委員会 ・中間案（素案）の審議 ・市民意見の聴取について
平成 23 年 1 月 28 日	第 10 回検討委員会 ・市民意見の聴取結果と検討委員会の考え方の審議 ・答申素案の審議
平成 23 年 2 月 14 日	第 11 回検討委員会 ・答申案の審議
平成 23 年 2 月 24 日	教育長に対して答申

○ 仙台市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

（平成 21 年 10 月 28 日教育長決裁）

（設置）

第 1 条 仙台市教育振興基本計画の策定に関し、教育に関する各界の意見を広く反映させるため、仙台市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、教育長の諮問に応じ、本市の教育振興基本計画に関する事項を審議し、その結果を答申する。

（組織等）

第 3 条 委員会は教育に関する各界の有識者をもって組織し、委員は、教育長が委嘱する。

2 委員会は、答申が終了したときに解散する。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（事務局）

第 6 条 委員会の事務局は、教育局総務企画部総務課に置く。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 21 年 10 月 28 日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。

「仙台市教育振興基本計画中間案」に対するご意見をお寄せください

■ これまでの経過

「仙台市教育振興基本計画」については、平成 22 年度中の策定に向けて有識者等により構成する「仙台市教育振興基本計画検討委員会」において検討し、平成 22 年 11 月 24 日～12 月 24 日には意見募集を行い、お寄せいただいたご意見を踏まえたうえで、平成 23 年 2 月に教育長に対して答申がなされました。しかしながら、その後、東日本大震災が発生したことから、震災の影響により見直しを行うべきポイントについて検討を行うこととし、策定のスケジュールを 1 年先送りしました。

このたび、主に以下のポイントについて見直しを行い、改めて中間案を取りまとめたところです。震災の発生を受けて、一層充実させるべき取組などについて、幅広くご意見をお寄せください。

項目	該当ページ
学校・家庭・地域の連携	11
新しい防災教育	11・27
子どもたちの心のケア	12・13・15・16
子どもたちの地域・社会への参画	14・33
歴史との関係	26・27
復旧・復興を支える人材育成	32・33
学びの環境の整備	36

■ 意見募集期間 平成 24 年 1 月 24 日（火）～平成 24 年 2 月 14 日（火）（消印有効）

■ 応募方法（※電話や窓口など、口頭による受付はいたしませんのでご了承ください。）

- 郵 送 〒980-8671 仙台市教育委員会総務課（郵便番号とあて名だけで届きます）
- ファクス 022-261-0142
- 電子メール kyo019010@city.sendai.jp

■ 留意事項

- 住所、氏名等（法人・団体の場合は所在地、名称、代表者名）を記入してください。
- 別紙様式でスペースが不足する場合、複写して使用するか、任意の様式を追加してください。
- 任意の様式による場合、所定の項目、住所、氏名をお忘れなく記入してください。
- ご記入いただいた個人情報適切に管理し、他の目的に利用することはありません。
- お寄せいただいたご意見については、その概要や対応の考え方を取りまとめた上で後日公表する予定です。なお、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。
- 中間案の内容はホームページでもご覧になれます。

(<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/soumu/kyouikusinkouplan/sakutei.html>)

様式

※□欄は、該当箇所にチェック（レ）してください

個人	氏名		□男性 □女性
	住所		
	年齢	□10代以下 □20代 □30代 □40代 □50代 □60代 □70代以上	
法人 団体	法人・団体名		
	代表者名		
	所在地		

該当ページ ・記述内容	分類(※)	ご意見・ご提案の内容

キ
リ
ト
リ

※分類欄には、次の数字をご記入ください。①学校・家庭・地域の連携、②新しい防災教育、③子どもたちの心のケア、④子どもたちの地域・社会への参画、⑤歴史との関係、⑥復旧・復興を支える人材育成、⑦学びの環境の整備、⑧その他

仙台市教育委員会 総務企画部 総務課

〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番1号

電話 022-214-8857

FAX 022-261-0142

Eメール kyo019010@city.sendai.jp

※裏面にご意見を記入いただくための様式がありますので、切り取ってご利用ください。